

第2章 勧告

第1概説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合においては、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる（大蔵省設置法（以下「設置法」という。）第19条第1項）。

勧告内容を類型的に区分すると、

- (1) 証券会社等において、法令違反等が把握された場合に、行政処分等を求める勧告
 - (2) 証券業協会、証券取引所等の自主規制機関において、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関などの法令違反等に対して、自主規制機関が権限を行使せずその他必要な措置を怠っていることが把握された場合に、自主規制機関自身の処分を求める勧告
 - (3) 証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関などの法令違反等に対して、自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告
- などが挙げられる。

大蔵大臣は、監視委員会から勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない（設置法第19条第2項）。また、監視委員会は、大蔵大臣に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（設置法第19条第3項）。

監視委員会から行政処分を求める勧告を受けた大蔵大臣は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する審問を経た上、適当と判断される場合には業務停止等の行政処分を命じることとなる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分を含めた外務員の登録に關

する事務については、大蔵大臣から日本証券業協会に委任されていることから、日本証券業協会は、勧告に基づく大蔵省からの通知を受け、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する審問を経た上、適当と判断される場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務の停止処分を命じることとなる。

第 2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

1 概 要

監視委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、大蔵大臣に対し、重大な法令違反等の事実が認められた証券会社又はその役職員について、行政処分等を求める勧告を13件行った。各事案の内容は、後記2のとおりである。

これらの13件の内訳は、証券会社に対する検査の結果に基づき行政処分等を求める勧告を行ったもの12件、犯則事件の調査の結果に基づき行政処分等を求める勧告を行ったもの1件（後記2〔事案3〕参照）となっている。

また、勧告に基づく処分の対象となったのは、会社数で6社、役職員数で45人であり、勧告の対象となった法令違反等の行為者別・内容別の事実関係及び大蔵大臣等の行った処分の概要は、以下のとおりである。

(1) 会社及び役職員の法令違反行為

① 損失を負担することを約して勧誘する行為〔旧証取法第50条第1項第3号違反〕

- Q証券会社は、昭和60年8月から平成3年9月にかけて、複数の顧客との有価証券取引に際し、当該顧客に対し、有価

証券の取引につき元本保証を行う旨の覚書の差し入れを行った。

なお、これらの行為には、複数の役職員が関与していた。

(後記2〔事案7〕参照)

(処分の概要)

- ・会社に対する処分 本店事業法人部の業務の停止（10日間）
- ・役職員に対する処分 外務員登録の取消し、外務員の職務の停止（6か月間、3か月間）

(注) これらの処分の理由には、後記②ロの違法事実も含まれている。

② 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第2号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第2号違反〕

イ B証券会社の役職員は、複数の顧客から含み損の発生について責任を追及されたため、平成元年8月から3年10月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介（いわゆる「飛ばし取引」）を行った。

当該証券会社は、上記の行為を3年5月及び3年10月に把握したが、会社の判断でその後も、3年6月から4年9月にかけて、上記と同様の行為を行った。

(後記2〔事案2〕参照)

(処分の概要)

- ・会社に対する処分 d 支店第一事業法人部及び第二事業法人部の業務の停止（10日間）

・役職員に対する処分 外務員登録の取消し

□ Q証券会社の役職員は、複数の顧客から含み損の発生について責任を追及されたため、昭和61年10月から平成2年5月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介（いわゆる「飛ばし取引」）を行った。

当該証券会社は、上記の行為を2年5月に把握したが、会社の判断でその後も、2年5月から3年5月にかけて、一部の取引について、上記と同様の行為を行った。

（後記2〔事案7〕参照）

（処分の概要）

- ・会社に対する処分 本店事業法人部の業務の停止（10日間）
- ・役職員に対する処分 外務員登録の取消し、外務員の職務の停止（6か月間、3か月間）

（注）これらの処分の理由には、前記①の違法事実も含まれている。

③ 作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号違反〕

○ O証券会社は、平成3年3月、大口客で今後一層の取引拡大が見込まれる特定法人顧客の有価証券取引において発生した損失の一部を補てんするため、東京証券取引所のトピックオプションについて、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき自己勘定による対当売買を行い、この結果形成された相場による取引を通じ、当該顧客に対し利益の供与を

行った。

なお、当日の当該銘柄の売買のほとんどは、当該会社が関与して成立していた。
(後記2〔事案5〕参照)
(処分の概要)

・会社に対する処分 本店株式部の自己勘定による株価指
数オプション取引業務の停止(20日
間)

- ④ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為(旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号違反)
- 証券会社C社、D社及びE社の3社並びにF社ほか7社合計11社の支店長ら職員合計13人は、平成5年5月に監視委員会が東京地方検察庁検察官に対して告発した東京証券取引所第一部上場の日本ユニシス^株の相場操縦事件に関し、犯則嫌疑者が、株価の引上げを図っていることを知りながら、2年9月から3年5月の間ににおいて、当該売買注文を受託、執行した。

C社、D社及びE社の3社については、会社としての違法行為が認められた。
(後記2〔事案3〕参照)
(処分の概要)

・会社に対する処分 3社の支店等の株式売買に係る受託
業務の停止(5日間、3日間、2日
間)

・職員に対する処分 外務員登録の取消し、外務員の職務
の停止(6か月間、3か月間、1か
月間)

(2) 役職員個人の法令違反行為

① 損失を負担することを約して勧誘する行為（旧証取法第50条第1項第3号違反）

イ O証券会社の j 支店の職員（2人）は、同支店の成績向上を図るため、平成元年2月から2年2月までの間、投資信託の販売に際し、一部の顧客に対して、投資元本を保証して勧誘を行った。

（後記2〔事案5〕参照）

（処分の概要）

・職員に対する処分 外務員の職務の停止（2週間、1週間）

ロ Q証券会社の l 支店の職員は、株式手数料の確保を目的として、平成元年11月、特定顧客との株式の売買取引に際し、当該顧客に対し、取引により生じる損失について別途の方法により取り戻すことを約束して勧誘を行った。

（後記2〔事案7〕参照）

（処分の概要）

・職員に対する処分 外務員の職務の停止（2週間）

ハ W証券会社の q 支店、r 支店及び s 支店の職員3人は、それぞれ営業実績を挙げるため、平成元年9月から3年5月までの間において、特定顧客との投資信託等の取引に際し、当該顧客に対し、取引により損失が生じた場合には、その損失の全部を負担することを約束して勧誘を行った。

（後記2〔事案13〕参照）

（処分の概要）

・職員に対する処分 外務員登録の取消し、外務員の職務

の停止（1か月間）

(注) うち9支店職員に対する処分の理由には、後記④の違法事実も含まれている。

② 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第50条第1項第3号違反〕

イ T証券会社本店第二営業部の職員（歩合外務員）は、平成4年1月から5年5月までの間、特定顧客の転勤に伴う取引量の減少を懸念して、当該顧客との株式の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄、数及び価格について、個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨合意し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。

（後記2〔事案10〕参照）

（処分の概要）

・職員に対する処分 外務員の職務の停止（1か月間）

ロ P証券会社本店株式部長ら2人の職員は、平成4年1月から5年7月までの間、上司より紹介された特定顧客の株式の売買取引に関し、売買の別、銘柄及び数については個別の取引ごとに事前に顧客の同意を得るもの、価格については一任を受けて取引を行った。 （後記2〔事案6〕参照）

（処分の概要）

・職員に対する処分 外務員の職務の停止（3週間、2週間）

ハ U証券会社のn支店営業課長ら3人の職員は、平成4年3月、上司より紹介された特定顧客の株式等の売買取引の受託

につき、單一口座では取引ロットが大きくなり目立つことから、複数の仮名口座を使用し、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨合意し、5年2月までの間、取引を行った。

(後記2〔事案11〕参照)

(処分の概要)

- ・職員に対する処分 外務員登録の取消し、外務員の職務の停止（1か月間、3週間）

(注) うち1人に対する処分の理由には、後記③の違法事実も含まれている。

ニ V証券会社のP支店の職員は、特定顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくくなつたため、平成4年8月から5年2月までの間、当該顧客との株価指数オプション取引の受託に際し、顧客から取引の総額の指示を受け、オプションを付与する立場の当事者となるか、または、取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額について、顧客に個別の取引ごとの同意を得ないで取引をすることができる旨合意し、取引を行つた。

(後記2〔事案12〕参照)

(処分の概要)

- ・職員に対する処分 外務員の職務の停止（3週間）

③ 有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号の規定に基づく健全性省令第2条第1号違反〕

○ U証券会社のn支店営業課長は、平成3年5月及び4年3

月、上司より紹介された特定顧客との間で取引一任勘定取引の契約を締結する際、運用成績が著しく悪化していたため、当該顧客に対し、事実と相違する運用状況メモを示して虚偽の報告を行い、もって有価証券の時価等に関し虚偽の表示をした。

(後記2〔事案11〕参照)

(処分の概要)

- ・職員に対する処分　　外務員登録の取消し

(注) この処分の理由には、前記②ハの違法事実も含まれている。

④ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第2号違反〕

○ W証券会社の9支店の職員は、営業実績を挙げるため、平成2年7月から3年6月にかけて、複数の顧客との投資信託の取引に際し、当該顧客に対し、当該顧客が保有していた投資信託を時価を上回る価格で買い取ること等を約束して勧誘を行った。

(後記2〔事案13〕参照)

(処分の概要)

- ・職員に対する処分　　外務員の職務の停止（1か月間）

(注) この処分の理由には、前記①ハの違法事実も含まれている。

⑤ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕

イ S証券会社の役員は、投機的利益の追求及び会社の営業成績の向上を図るために、昭和59年9月から平成6年1月までの間ににおいて、自己の友人名義の口座を使用して、自己の計算

に基づく信用取引等による株式の売買を多数回（売買回数約2,000回、売買株数約210万株）にわたって行った。

（後記2〔事案9〕参照）

（処分の概要）

・役員に対する処分　　外務員の職務の停止（2か月間）

ロ R証券会社のm支店投資営業部の職員（歩合外務員）は、投機的利益の追求及び手数料実績の向上を図るため、昭和63年3月から平成5年10月までの間において、自己の実子名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多数回（売買回数約400回、売買株数約160万株）にわたって行った。　　（後記2〔事案8〕参照）

（処分の概要）

・職員に対する処分　　外務員の職務の停止（1か月間）

ハ A証券会社のa支店営業部の職員は、自らの利益を追求するため、昭和63年5月から平成4年3月までの間において、特定顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引による株式の売買を多数回（売買回数約200回、売買株数約40万株）にわたって行った。　　（後記2〔事案1〕参照）

（処分の概要）

・職員に対する処分　　外務員の職務の停止（3週間）

ニ Q証券会社のk支店営業課長は、遊興費を捻出するため、平成3年5月から5年5月までの間において、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回（売買回数約200回、売買株数約30万株）にわたって行った。

(後記2〔事案7〕参照)

(処分の概要)

・職員に対する処分　　外務員の職務の停止（3週間）

ホ　U証券会社の本店営業部の職員は、投機的利益の追求及び営業成績の向上を図るため、昭和61年12月から平成4年5月までの間において、特定顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式やワラント等の売買を多数回（株式：売買回数約200回、売買株数約30万株、ワラント：売買回数約20回、売買数量約300枚）にわたって行った。（後記2〔事案11〕参照）

(処分の概要)

・職員に対する処分　　外務員の職務の停止（3週間）

⑥ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為〔外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当。〕

○ N証券会社のi支店の職員（歩合外務員）は、平成元年11月から2年12月までの間、複数の顧客の株式の売買について、自己の友人等の名義及び住所を使用させ、多数回にわたって売買注文の受託、執行を行った。

当該職員が名義貸し等を行った背景は、顧客からの口座借りを依頼され、当該職員自身が積極的に自己の友人等の名義貸し等を行ったものである。（後記2〔事案4〕参照）

(処分の概要)

・職員に対する処分　　外務員の職務の停止（1か月間）

- (注1) 検査の結果に基づく勧告は、一つの証券会社に対する検査において、複数の法令違反等の行為が認められた場合には、まとめて1件として勧告しているため、勧告の実施件数と法令違反等の行為の内容別件数は合計が一致していない。
- (注2) 「旧証取法」とあるのは、平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいい、「証取法」とあるのは、平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行後のものをいう。
- (注3) 「旧健全性省令」とあるのは、平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」をいい、「健全性省令」とあるのは、平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行後の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」をいう。
- (注4) 会社に対する処分の期間は、営業日ベースである。

2 勧告の内容及び勧告に基づいて執られた措置の内容

監視委員会が行った勧告の内容及び勧告に基づいて執られた措置の内容を個別に示すと、以下のとおりである。

(1) 検査の結果に基づく勧告【事案1】

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、A証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成5年8月4日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

- 使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買
a支店営業部第二課営業員は、b支店及びc支店に勤務していた昭和63年5月26日から平成3年1月11日までの間及びa支店に移った後の3年9月26日から4年3月26日までの間ににおいて、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引によ

る株式の売買を多数回にわたり行った。

当該営業員が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的収益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

これらの取引のうち、3年12月31日以前に行われた取引は、証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第1条第5号に規定する「投機的収益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、4年1月1日以降に行われた取引は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第5号に規定する「投機的収益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 励告に基づいて執られた措置の内容

平成5年10月7日、A証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成5年8月19日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社のa支店営業員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成5年9

月3日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、9月9日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく信用取引による株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第2条第5号（平成3年12月31日以前の売買は、改正前の証券取引法（平成3年法律第96号施行前のもの。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号施行前のもの。）第1条第5号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、平成5年9月10日から9月30日までの3週間、当該外務員について外務員の職務の停止を命じた。

(2) 検査の結果に基づく勧告【事案2】

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、B証券株式会社を検査した結果、当該証券会社及び当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成5年8月18日、大蔵大臣に対して行政処分及びその他の適切な措置を行うよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 特別の利益提供を約した勧誘

取締役第一事業法人部長（当時）は、昭和62年頃から、複数の顧客に対し有価証券の取引につき売買一任的取引を行っていたが、その後の株価下落から多額の含み損が発生し、これら顧客から厳しく責任を追及されたため、平成元年8月から3年5月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことを仲介した。

また、第二事業法人部部長代理3名及び第三事業法人部次長（いずれも当時）は、昭和62年頃から、複数の顧客に対し有価証券の取引につき売買一任的取引を行っていたが、その後の株価下落から多額の含み損が発生し、これら顧客から厳しく責任を追及されたため、2年7月から3年10月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことを仲介した。

これらの仲介の過程で、上記5名は、買付けを行った複数の顧客に対して、一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客へ転売することを約束した。

会社は、上記第一事業法人部長の行為を3年5月に把握し、上記第二事業法人部部長代理3名及び第三事業法人部次長の行為を3年10月に把握したが、会社の判断でその後も、3年6月から4年9月にかけて、買付けを行った顧客と他の顧客が時価を大幅に上回る価格で有価証券の直取引を行うことを仲介した。

これらの仲介の過程で、会社は、買付けを行った複数の顧客に対して、一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に転売する等の処理を行うことを約束した。

会社が行った一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に転売する等の処理を行うことを約して勧誘する行為のうち、平成3年12月31日以前に行われた行為は、旧証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

また、4年1月1日以降に行われた行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

第三事業法人部次長が行った一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客へ転売することを約束して勧誘する行為は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成5年11月8日、B証券株式会社に対して以下のようない行政処分等の措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

1 証券会社に対する処分

貴委員会が認定した事実に基づき、平成5年8月19日に当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、8月19日に業務停止を命じた。

○ 当該証券会社が、複数の顧客に対して有価証券を一定期間後に時価を大幅に上回る価格で他の顧客に転売する等の処理を行うことを約束して勧誘した行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第2号（平成3年12月31日以前の行為は、改正前の証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第50条第1項第5号に基づく改正前の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められたので、証券取引法第35条第1項の規定に基づき、5年8月23日から9月3日までの間、d支店の第一事業法人部及び第二事業法人部の業務の停止を命じた。

2 外務員に対する処分

- (1) 平成5年8月18日付をもって日本証券業協会会长に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の第三事業法人部次長（当時）について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成5年9月7日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に

対し審問を行った結果、行政処分を相当とする法令違反が認められたので、9月14日付で、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、前記の者について外務員登録の取消処分を行った。

3 その他の措置

- (1) 平成5年8月19日付をもって当該証券会社に対し、前回証券取引等監視委員会の検査においても同様の法令違反の指摘があったにもかかわらず、当該証券会社における今回のこうした結果については、極めて遺憾であり、今後かかる行為が繰り返されることがないよう速やかに次の点について措置を講ずるとともに、健全な経営理念と適正な営業姿勢の確立に邁進するよう指示した。
 - ① 本件につき責任の所在を明確にすること。
 - ② 内部管理体制の充実・強化を図ること。
 - ③ 役職員に対し、法令・諸規則の遵守の徹底を図ること。
- (2) 当該証券会社は、大蔵省からの指示を受け、以下のような措置を執った。
 - ① 責任の所在を明確にするため、社長以下役員23人の減俸を行う等の社内処分を実施。
 - ② 内部管理体制の充実・強化を図るため,
 - イ 各営業部店の長が自主的に行う「自主監査制度」の導入
 - ロ 有価証券の券面引出しにかかる事項のチェック項目への追加
 - ハ 管理職による営業員担当先のフォローの実施
 - ニ 新任営業責任者に対する営業部店管理等に関する研修

の義務付け
などの方策を実施。

(③) 役職員の法令・諸規則の遵守については、
イ 管理意識をさらに徹底するため、新任役員及び新任営業責任者となる部店長に対する各種研修受講の義務付け
ロ 法令・諸規則の遵守の再徹底を図るため、(a)臨時部店長会議、(b)第一・第二事業法人部の役職員を対象とした特別研修、(c)経営管理意識の高揚・徹底を図るための役員研修
などの方策を実施。

なお、自主規制機関においても、当該証券会社に対して以下のような措置が執られている。

- 1 日本証券業協会は、平成5年9月3日に当該証券会社に対し、定款第24条の規定に基づき、過怠金4,000万円を賦課する処分を行うとともに、同第25条の規定に基づき、内部管理及び法令、規則等の遵守を徹底する社内体制の強化に取り組むよう勧告した。
- 2 各証券取引所（新潟証券取引所及び広島証券取引所を除く。）は、当該証券会社が大蔵大臣から証券取引法第35条第1項の規定に基づき業務の一部の停止処分を受けたため、定款第55条の規定に基づき、平成5年8月20日付をもって当該証券会社に対し、5年8月23日から9月3日まで、d支店第一事業法人部及び第二事業法人部の業務に係るそれぞれの取引所の市場における有価証券の売買取引等（但し、顧客の注文に基づく信用取引の決

済を目的とする売買取引等を除く。) を停止する処分を行った。

また、東京証券取引所は、定款第50条第1項第9号の規定に基づき、8月27日付をもって当該証券会社に対し、過怠金2,500万円を賦課した。

(3) 犯則事件の調査の結果に基づく勧告〔事案3〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、犯則事件の調査をした結果、証券会社及び証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成5年9月3日、大蔵大臣に対して、C証券株式会社、D証券株式会社及びE証券株式会社の3社に対して、行政処分及びその他の適切な措置を、F証券株式会社ほか7社について、適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為

下記の証券会社11社の使用人は、日本ユニシス株式会社の株式の株価操作の事実につき証券取引法違反の罪に該当するとして、平成5年5月21日、当委員会が東京地方検察庁検察官に対し告発した犯則嫌疑者が、成行及び高指値注文の連続発注による買上がり買付け等の方法により当該株式の株価の引上げを図っていることを知りながら、2年9月から3年5月の間において、当該売買注文を受託、執行した。

上記受託行為は、証券取引法（平成3年法律第96号による改正前のもの。以下同じ。）第50条第1項第5号に基づく「証券会

社の健全性の準則等に関する省令」(平成3年大蔵省令第55号による改正前のもの。以下同じ。)第1条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められる。

上記受託行為のうち、C証券株式会社 e 営業所長(当時)、D証券株式会社 f 支店長(当時)及びE証券株式会社 g 支店長の受託行為は、証券取引法第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当する証券会社の行為と認められる。

記

C証券株式会社	e 営業所所長 (当時)
//	歩合外務員 (当時)
D証券株式会社	f 支店支店長 (当時)
E証券株式会社	g 支店支店長
F証券株式会社	歩合外務員
G証券株式会社	歩合外務員 (当時)
H証券株式会社	歩合外務員
I証券株式会社	歩合外務員 (当時)
J証券株式会社	歩合外務員 (当時)
K証券株式会社	歩合外務員
L証券株式会社	歩合外務員
//	歩合外務員
M証券株式会社	h 支店営業員